

## 慶應義塾大学医学部三四会会則

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会を、慶應義塾大学医学部三四会（以下本会）という

(事務所)

第2条 本会の本部事務所を、東京都新宿区信濃町35番地慶應義塾大学医学部内に置く  
(以下慶應義塾大学を本学、同大学医学部を本医学部という)

(支部)

第3条 本会に支部を置くことができる。支部に関する規約は別に定める

(目的)

第4条 本会は、本医学部と密接な連携を保ち、会員相互の親睦、医学医術の研鑽に努め、福澤、北里両先生建学の訓えを体して慶應医学の隆盛発展に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う

1. 研修会および研究会の開催
2. 奨学金および研究費の供与
3. 会員に対する諸表彰
4. 機関紙および会員名簿などの刊行
5. 三四会館、赤倉山荘の経営
6. 本医学部学生の活動に対する援助
7. その他の事業

### 第2章 会 員

(資格)

第6条

1. 本会の会員は、正会員（以下会員）および準会員とする
2. 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする
  1. 本医学部および本学付属医学専門部の卒業生
  2. 本医学部卒業生以外の本医学部の教員で入会を希望する者
  3. 本医学部卒業生以外の、本学大学院医学研究科学生ならびに専攻生、および本医学部研修医ならびに共同研究員で入会を希望する者
  4. その他理事会の選考および評議員会の承認を得た者
3. 本医学部学生は、準会員とする

(義務)

第7条 本会々員は次の義務を負う

1. 会員は、三四会々員の誇りを堅持し、社会の尊敬と信頼に応える人格の陶冶に努め、かりにも医の倫理にそむくことがあってはならない

2. 会員は、会則その他本会の定める事項を遵守し、本会の目的達成に協力するものとする
3. 会員は、本会の定める入会金、年会費およびその他の負担金を納入しなければならない  
その賦課徴収については別に定める
4. 会員は、住所勤務等に移動のあった場合、遅滞なくこれを本部事務所に届出るものとする

(権利)

第8条 会員は、本会の発行する機関紙および名簿等の配布をうけるとともに、会館、赤倉山荘その他の施設を優先して利用する権利を有する

2. 準会員については理事会において規定する

(資格の喪失)

第9条 会員は次の場合にその資格を失う

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

### 第3章 評議員

(評議員)

第10条 本会に評議員を置く

2. 評議員は、各卒業年次クラス会、各教室の同窓会および各地区三四会支部（以下母体）より推薦された会員とする
3. 各母体の評議員数を次の如く定める
  - 1) 卒業年次クラス会 各 2名
  - 2) 教室の同窓会 各 1名  
(原則として同窓会長とする)
  - 3) 三四会支部 各 1名  
(原則として支部長とする)
4. 評議員は、評議員会を組織し、会則の定めるところに従って本会の重要事項を審議決定する
5. 評議員は、その推薦母体と三四会本部との密接な連絡に当るものとする
6. 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない
7. 評議員に欠員を生じたときは、各推薦母体はこれを補充しなければならない。ただし、その任期は前評議員の残任期間とする

(評議員会議長および副議長)

第11条 評議員会に評議員会議長および副議長を置く。その選任方法は別に定める

2. 評議員会議長は、評議員会を主宰し、これを統括する
3. 評議員会議長および副議長は、理事会に出席し、意見を述べることができる
4. 評議員会副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する

5. 評議員会議長および副議長の任期は、評議員に準ずる

#### 第4章 役員

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 理事 25名以内 (会長、副会長を含む)
- 4) 監事 3名

(選出)

第13条 役員は評議員会において選出する。その手続きおよび方法については別に定める

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総裁する

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する
4. 監事は、本会の事業、経理および資産を監査するとともに、理事会、評議員会に出席して意見を述べるができる。ただし、他の役職を兼務することおよび、会議の票決に加わることはできない

(任期)

第15条 役員任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として75歳を超えて選出されない

2. 補欠によって就任した役員任期は、前役員残任期間とする
3. 役員は、任期満了後も、後任役員就任までは、その職務を執行するものとする
4. 役員に本会役員としてふさわしくない行為のあったとき、または役員に特別の事情あるとき、会長は、評議員会に諮って、当該役員を解任することが出来る。なお、当該役員は、その評議員会において意見を述べることができる

#### 第5章 顧問

(顧問)

第16条 会長は、評議員会の承認をえて、会員に顧問を委嘱することができる

2. 顧問は、会長の諮問にこたえ又必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる
3. 顧問の任期は委嘱した会長の任期に準ずる

#### 第6章 会議

(種別)

第17条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする

(総会)

第18条 総会は、特別の場合を除き、評議員会をもってこれに代えることができる

(臨時総会)

第 19 条 会長が必要と認めたとき、又理事の 3 分の 1 以上、監事全員、評議員の 3 分の 1 以上又は会員の 5 分の以上から請求のあったとき、会長はその議題および開会期日を全会員に公示して、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない

2. 臨時総会の成立には会員の 10 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を要する
3. 臨時総会の議長および副議長は出席会員の互選によって定める  
（評議員会）

第 20 条 会長は年 1 回以上評議員会を招集しなければならない。年度第一回評議員会は北里記念式典のある週の土曜日とする

2. 会長は全会員に、評議員会の期日および議題を予告すると共に、事後その議決事項を公示しなければならない
3. 評議員会の成立には、評議員 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を要する
4. 臨時評議員会の招集および成立は臨時総会に準ずる  
（評議員会の議事）

第 21 条 評議員会は次の理事会提出案件を審議し議決する

1. 事業報告ならびに決算報告
2. 事業計画案ならびに予算案
3. 評議員会議長および役員を選出
4. 会則の変更
5. その他本会の目的達成に必要な事項

第 22 条 評議員会は、前条のほか、会員の提案について審議し、これを議決する。提案審議にいたる手続きは別に定める

（理事会）

第 23 条 会長は、原則として、隔月 1 回理事会を招集する

2. 理事会の成立には理事の 3 分の 2 以上の出席を要する。但し予め議題につき意見表示のあった理事は出席とみなす
3. 理事会の議長、副議長はそれぞれ会長、副会長とする
4. 会長が必要と認めた場合のほか、理事の 3 分の 1 もしくは監事 2 名以上から請求のあった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない

（会議の議決）

第 24 条 総会、評議員会および理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを裁決する

2. 諸会議の議決事項は、これを会員に公示するものとする  
（議事録）

第 25 条 議長は議事、議決およびその経過について議事録を作成、これを保管しなければならない

2. 議事録には議長の指名する議事録署名人（2 名）の署名捺印を要する

3. 会員は会長の承認を得て、議事録を閲覧することができる

#### 第7章 委員会

(各種委員会)

第26条 会長は、必要に応じて本会の委員会を設置することができる。各種委員会については別に定める

#### 第8章 会計

(経理)

第27条 本会の経理は、入会金、年会費、負担金およびその他の収入をもって運営する  
(特別会計)

第28条 本会の会計に特別会計を設けることができる

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(予算および決算)

第30条 本会の予算および決算は評議員の審議承認を要する

2. 本会の決算は、監事による監査をへなければならない

(資産)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める

#### 第9章 事務局

(職員)

第32条 本会の会務を処理するため、事務局を設け書記などの職員をおく。事務局規程は理事会において定める

2. 職員は有給とし、会長が任免する

#### 第10章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 会長は、必要に応じて委員会を設け、会則を変更することができる。但し総会または評議員会において出席者3分の2以上(委任状を含む)の承認を要する

#### 第11章 附則

(施行)

第34条 本会則は昭和61年(1986)6月12日より施行する

2. 本会則施行期日現在の会員は第6条に限ることなく引続き本会々員とする

3. 本会則は平成16年6月12日改訂施行された

## 慶應義塾大学医学部三四会会則施行細則

- 第1条 会則施行の補足
- 第2条 入退会
- 第3条 会員の処分および除名
- 第4条 入会金, 年会費および負担金等
- 第5条 会費の免除
- 第6条 会員の評議員会提案
- 第7条 評議員会承認事項の取り扱い
- 第8条 理事会
- 第9条 委員会
- 第10条 評議員および役員改選の手続き
- 第11条 評議員の推薦および役員改選の予告
- 第12条 評議員の推薦および委嘱
- 第13条 評議員議長および役員候補者の推薦
- 第14条 評議員会議長および役員選考委員会の設置
- 第15条 改選管理委員会の設置
- 第16条 評議員会議長および役員の選任
- 第17条 会長による評議員および理事の委嘱
- 第18条 裁定委員会
- 第19条 諸規程および規約
- 第20条 施行規則の変更
- 第21条 施行期日

## 慶應義塾大学医学部三四会会則施行細則

(会則施行の補足)

第1条 本会々則の施行は本施行細則をもって補足する

(入退会)

第2条

1. 本会への入会は、本医学部入学時（準会員）、卒業時（正会員）とする
2. 本医学部卒業生以外の、本医学部教員、本学大学院医学研究科学生ならびに専攻生、および本医学部研修医ならびに共同研究員で入会希望者は、文書をもって会長に申し出るものとする
3. その他の入会は、会員の推薦状を添えて文書をもって会長に申し出、理事会の選考および評議員会の承認を要するものとする
4. 退会を希望する会員は、会長に退会届を提出しなければならない。なお、原則として退会者の再入会は認めない
5. 会費滞納者には、3、4年目に会員継続の意思確認を行い、5年間会費滞納が確定した時点で、理事会の審議を経て退会とする。消息が不明の者についてもこれに準ずる  
(会員の処分および除名)

第3条 会員に、本会の秩序を乱す行為または著しく本会の名誉を毀損する行為のあったとき、会長は裁定委員会の議をへて、当該会員に注意を与え、あるいはこれを除名することができる

2. 除名された会員については、会長はこの旨を本人に通知し、退会者として公告するものとする

(入会金、本会費および負担金等)

第4条 会員の入会金、年会費および負担金等の賦課徴収を次の如く定める

1. 会員は入会金を入会時に、年会費を会計年度内に納入しなければならない
2. 入会金、年会費については理事会においてこれを議し、その決定には評議員の審議承認を要する
3. 負担金、募金等についても前項に準ずる
4. 既納の入会金、年会費、負担金等はいかなる理由があっても返還しない

(会費の免除)

第5条 会員の長期に亘る療養その他特別の事情若しくは満80歳を過ぎた会員にして年会費の免除を希望するときは本人の申し出により会費を免除することが出来る

2. 準会員は、年会費を免除する

(会員の評議員会提案)

第6条 会員はその母体の評議員をへて、審議希望案件を評議員に提出することができる

2. 会員提出案件審議の手続きを次の如く定める

1. 案件提出評議員は氏名およびその主旨内容を明記した文書を、予め評議員会議長に提出するものとする
2. 評議員会議長は、議長の指名する評議員により構成される小委員会にその検討を付託して、まず評議員会提出の可否を決定するものとする
3. 評議員会は、採択された提案を審議し、議決しなければならない
4. 会長は評議員会議長と協議して、急を要すれば、当該議案を審議する評議員会を招集しなければならない
5. 評議員会議長は文書をもって、当該審議希望案件の取扱いを提案評議員に報告するものとする

(評議員会承認事項の取扱い)

第7条 会長は、承認事項に限り、文書をもって各評議員に承認を求めることができる  
(理事会)

第8条 理事会は、会務執行のため次の各部を設けることができる

1. 総務部
  2. 学術部
  3. 医学部，病院部
  4. 広報調査部
  5. 施設部
  6. 経理部
  7. 学生部
  8. その他
2. 理事会は各部に委員を置くことができる

(委員会)

第9条 会長は、会則に従って、各種委員会を設置することができる

2. 委員会の委員長は委員の互選による
3. 委員長は委員会を招集し、その成立は委員過半数の出席を要する
4. 委員会の設置および廃止は会員に公示するものとし、記録の取扱いは議事録に準ずる  
(評議員および役員改選の手続き)

第10条 評議員および役員改選の手続きを、第11条から第18条に定める  
(会長の選任)

第11条 会長の選任は、理事会が現会長の任期満了までに次期会長候補者を会員の中より指名し、評議員会の承認を得るものとする  
(評議員、理事および監事改選の公告)

第12条 会長は、現評議員、理事および監事の任期満了の3か月前までに、改選を予め会員に公告する



(評議員の推薦および委嘱)

第13条 会長は、改選公告後すみやかに次期評議員の推薦を各母体に依頼し、各母体はその所属会員中より次期評議員候補者を選び、現評議員の任期満了の2か月前までに所定の文書により会長に推薦する

2. 会長は、当該会員に次期評議員を委嘱するものとし、その委嘱期日は、改選当年度第1回評議員会の当日とする

(評議員会議長、理事および監事候補者の推薦)

第14条 会長は、次期評議員に次期評議員会議長、理事および監事候補者の推薦を依頼する

2. 次期評議員は、評議員会議長候補者1名を次期評議員中より、理事候補者3名、監事候補者1名を原則として次期評議員中より選び、現評議員および役員の任期満了の1か月前までに所定の文書により会長に推薦する

(評議員会議長、理事および監事選考委員会の設置)

第15条 会長は、評議員会議長および次期会長候補者と協議して、次期評議員会議長、理事および監事選考委員会を設置し、候補者推薦完了後すみやかにその選考を付託する。

2. 選考委員は5名以上10名以内とする
3. 次期評議員会議長、理事および監事選考委員会は、現評議員会議長、理事および監事の任期満了までに選考を完了し、会長に答申する

(評議員会議長および役員の選任)

第16条 次期評議員会議長、会長、理事および監事の選任は、改選当年度第1回評議員会において行う

2. 会長は、選考委員会の答申に基づく人選結果を評議員会に提出し、承認を得るものとする

(副会長および評議員会副議長の選任)

第17条 会長は、副会長を原則として理事および評議員中より指名し、評議員会の承認を得るものとする

2. 評議員会議長は、評議員会副議長を評議員中より指名し、評議員会の承認を得るものとする

(会長による評議員および理事の委嘱)

第18条 会長は、選考とは別に以下の各号の会員に評議員および理事を委嘱することができる

- 1) 医学部長、医学部長補佐、病院長、副病院長のうち1名
- 2) 関連病院会会長
- 3) その他若干名の会員

(裁定委員会)

第 19 条 本会および本会々員中に紛議を生じたとき（会員の除名を含む）、会長は評議員会議長と協議し、裁定委員会を設置して紛議の決定を付託する

2. 裁定委員会は、会長の委嘱する委員長 1 名、委員 10 名をもって構成する
3. 裁定委員会委員は、委員会設置期間中、本会の役員および評議員あるいは顧問を兼ねることができず、また、紛議に関係のない会員でなくてはならない
4. 委員会における裁定意見相半ばするときは、委員長がこれを裁決する
5. 委員長は、裁定経過およびその結果を会長に答申し、会長はこれに基づき、委員長と協議して、すみやかに紛議を解決するものとする

(諸規定および規約)

第 20 条 本会は、別に次の諸規定および規約を、それぞれ理事会および支部において定める

- 1) 表彰ならびに慶弔規定
- 2) 事務局規定
- 3) 三四会館、赤倉山荘運営規定
- 4) 支部規約
- 5) その他

(施行細則の変更)

第 21 条 本施行細則の変更は、本則に準じ、評議員会の審議を要する。ただし、前条の一、以外の規定および規約については限定しない

(施行期日)

第 22 条 本施行細則は昭和 61 年（1986）6 月 12 日より施行する

第 23 条 本施行細則は平成 16 年 6 月 12 日改変、施行した